

「連合本部退職者の会」便り (2025 年 2 月) 第 21 号

■連合本部退職者の会(連合 OBOG 会)E-mail:rengo-obog@sv.rengo-net.or.jp

高額療養費の自己負担限度額 最大で 76%増 2025 年 8 月から 3 段階で引上げ実施

高額療養費制度は、医療費の自己負担が所定の限度額を超えたときに、超えた分が払い戻される制度。この負担限度額が 2025 年 8 月から 3 段階で引上げられる予定。70 歳以上の低所得層等を対象に、外来の自己負担を軽減する「外来特例」の年間上限 14.4 万円も 22.4 万円(56%増)になる。癌患者や複数の疾病を抱える高齢者等は、年金額が目減りし続けるなか、厳しい引き上げであり、「凍結、圧縮」が必要。

各所得区分ごとの自己負担上限額引上げ

厚生労働省は、高齢化や高額薬剤の普及等により高額療養費が年々増大し、現役世代の保険料が増加してきたため、全ての被保険者の保険料負担を軽減するため、自己負担上限の引き上げを図っている。

具体的には、①各所得区分ごとの負担限度額を引上、②各所得区分の細分化、③70 歳以上の外来特例の引上げを行う。

① 所得区分ごとの負担限度額の引上げ(2025.8～)

前回見直しから約 10 年間の平均給与の伸び率を踏まえ、平均的な所得層の引上げ幅を「10%」とする。

	年収(万円)	引上げ幅
所得区分	約1,160～	+15%
	約770～1,160	+12.5%
	約370～770	+10%
	～約370	+5%
	住民税非課税	+2.7%
	住民税非課税(一定所得以下)	+2.7%

② 各所得区分の細分化(2026.8～、2027.8～)

各所得区分を 3 区分に細分化し、それぞれの所得に応じて自己負担限度額を 2026 年 8 月、27 年 8 月に 2 段階で引き上げる。

③ 70 歳以上の外来特例の見直し(2026.8～)

外来特例は、70 歳以上の一般区分又は住民税非課税区分を対象に、外来診療の自己負担額上限を低く抑え、さらに 1 年間の合計額の上限を 14.4 万円にしている。この負担上限も 2026 年 8 月から引き上げる。

【外来特例の見直し】 ※[]内は年間上限額

所得区分	現行	見直し後
一般(2割負担)	18,000円 [年14.4万円]	28,000円 [年22.4万円]
一般(1割負担)		20,000円 [年16.0万円]
住民税非課税	8,000円	13,000円
住民税非課税(所得が一定以下)	8,000円	8,000円(据え置き)

◆保険料の引き下げ効果

以上の見直しによって、保険料は総額で 3.700 億円軽減でき、被保険者 1 人当たり年間で 1,100 円～5,000 円程度軽減できると厚労省は試算している。その結果、公費も 1,600 億円軽減(2025 年度は国庫負担 200 億円軽減)できるとしている。

◆負担限度額の大幅引き上げ「凍結」を!

引上げ幅は、2.7%～15%としているが、これは今年 8 月の引上げ分だけであり、2026 年 8 月、2027 年 8 月の引上げ終了時の引上げ幅は、更に大きくなる。70 歳以上の「一般」区分層でも、引上げ率は最大 38%となる(図表-1、2 参照)。「現役並みⅢ」層の引き上げ率は、最大で 76%となる。

年金額が目減りが続くなか、今回の引上げが実施されれば、癌患者や多く疾病を抱える高齢者等の生活は、一層厳しくなる。立憲民主党などが修正要求するように「凍結」、ないし「引上げ圧縮」が必要であり、来年度予算案の国会審議を注目したい。

※(追記)石破首相は、患者団体や与野党の引上げ反対の声を受け、3月7日に「凍結」を表明。

(連合 OBOG 会 事務局長 小島 茂)

- ◆高額療養費の負担限度額は、2025年8月、2026年8月、2027年8月と3段階で引き上げられる。
- ◆2025年8月の引上げ率は「最大15%」だが、2027年8月の最大の引き上げ率は「76%増」となる。
- ◆70歳以上の低所得層等の外来特例の年間上限も14.4万円から22.4万円(56%増)に引き上げられる。

図表－1 ◆高額療養費制度の負担限度額の引き上げ <70歳以上>

※政府の当初案

(口内は現行からの引上げ率)

区分	月単位の上限度額(円)		① 2025.8～2026.7		区分	細分化(万円)	② 2026.8～2027.7		③ 2027.8～	
	年収換算(課税所得)	負担割合	現行	定率引き上げ		年収換算(課税所得)	上限額<世帯ごと>(円)	上限額<世帯ごと>(円)	上限額<世帯ごと>(円)	上限額<世帯ごと>(円)
現役並みⅢ	年収約1,160万円～ (注1) 健保：標準83万円以上 ／国保・後期：課税所得 690万円以上	3割	+15% 252,600+1% (注2) <多数回該当:140,100> (注3)	290,400+1% <多数:161,000>	1	約1,650～ 国保・後期:1,107～	367,200+1% <多数:203,700>	+45% 444,300+1% <多数:246,600>	+76%	
			2	約1,410～約1,650 国保・後期:900～	325,200+1% <多数:180,300>	+29% 360,300+1% <多数:199,800>	+43%			
			3	約1,160～約1,410 国保・後期:737～	290,400+1% <多数:161,100>	+15% 290,400+1% <多数:161,100>	+15%			
現役並みⅡ	年収約770～約1,160万円 健保：標準53万～79万円 ／国保・後期：課税所得 380万円以上	3割	+12.5% 167,400+1% <多数回該当:93,000>	188,400+1% <多数:104,700>	4	約1,040～約1,160 国保・後期:614～	220,200+1% <多数:122,400>	+32% 252,300+1% <多数:140,100>	+51%	
			5	約950～約1,040 国保・後期:504～	204,300+1% <多数:113,400>	+22% 220,500+1% <多数:122,400>	+32%			
			6	約770～約950 国保・後期:389～	188,400+1% <多数:104,700>	+13% 188,400+1% <多数:104,700>	+13%			
現役並みⅠ	年収約370～約770万円 健保：標準28万～50万円 ／国保・後期：課税所得 145万円以上	3割	+10% 80,100+1% <多数回該当:44,400>	88,200+1% <多数48,900>	7	約650～約770 国保・後期:280～	113,400+1% <多数:63,000>	+42% 138,600+1% <多数:76,800>	+73%	
			8	約510～約650 国保・後期:203～	100,800+1% <多数:55,800>	+26% 113,400+1% <多数:63,000>	+42%			
			9	約370～約510 国保・後期:145～	88,200+1% <多数:48,900>	+10% 88,200+1% <多数:48,900>	+10%			
一般	～年収約370万円 健保：標準26万円以下 ／国保・後期：課税所得 145万円未満	70～74歳 2割	+5% 57,600 <多数回該当:44,400> 外来特例 (注4) 18,000 (年間上限:14.4万円)	60,600 <多数:46,500> 外来特例 18,000 (年間上限:14.4万円)	10	約260～約370 国保・後期:57～	69,900<多数:47,400> 来特例:28,000 (年間上限:224,000)	+21% 79,200<多数:48,300> 外来特例:28,000 (年間上限:224,000)	+38%	
			11	約200～約260 国保・後期:28～	65,100<多数:46,800> 外来特例:28,000 (年間上限:224,000)	+13% 69,900<多数:47,400> 外来特例:28,000 (年間上限:224,000)	+21%			
			12	～約200 国保・後期:28未満	60,600<多数:46,500> 外来特例:20,000 (年間上限160,000)	+5% 60,600<多数:46,500> 外来特例:20,000 (年間上限160,000)	+5%			
低Ⅱ	住民税非課税	75歳以上 1割	+2.8% 24,600 外来特例:8,000	25,300 外来特例:8,000	13	住民税非課税	25,300 外来特例:13,000	+2.8% 25,300 外来特例:13,000	+2.8%	
低Ⅰ	住民税非課税 (所得が一定以下)		+2.7% 15,000 外来特例:8,000	15,400 外来特例:8,000	14	住民税非課税 (所得が一定以下)	15,400 外来特例:8,000	+2.7% 15,400 外来特例:8,000	+2.7%	

(注1) 年収額は目安の額であり、実際の所得区分の判定基準は月収(標準報酬月額)、課税所得が用いられる。

(注2) 「+1%」は、定率窓口負担額(T)を超える医療費(医療費-T/0.3)に対して1%の自己負担を求めるもの。

(注3) 「多数回該当」は、直近1年間で3回、高額療養費の支給対象となった場合、4回目以降の自己負担限度額がさらに下がる制度。

(注4) 「外来特例」は、70歳以上で、一般区分又は住民税非課税区分であった月の外来の自己負担額の上限を低く抑え、さらに1年間の合計額について、14.4万円の上限を設けている。

◆出所:厚労省「医療保険部会」資料等
より「連合OBOG会」作成

図表一2 ◆高額療養費制度の負担限度額の引き上げ <70歳未満>

※政府の当初案

(口内は現行からの引上げ率)

区分	月単位の上限額(円)		①2025.8~2026.7		区分	細分化(万円)	② 2026.8~2027.7		③ 2027.8~		
	年収換算(課税所得)	負担割合	現行	定率引き上げ		年収換算 健保(標準報酬月額)	月単位の上限額(円)	上限額(円)	引上げ率	引上げ率	
ア	年収約1,160万円~ (注1) 健保: 標報83万円以上 /国保・旧ただし書き所得 901万円超	3割	252,600+1% (注3) <多数回該当:140,100> (注4)	+15%	290,400+1% <多数:161,000>	1	約1,650万円~ 月収:127万円以上	367,200+1% <多数:203,700>	+45%	444,300+1% <多数:246,600>	+76%
			167,400+1% <多数回該当:93,000>	+12.5%	188,400+1% <多数:104,700>	2	約1,410~約1,650 103万~121万円	325,200+1% <多数:180,300>	+29%	360,300+1% <多数:199,800>	+43%
			80,100+1% <多数回該当:44,400>	+10%	88,200+1% <多数:48,900>	3	約1,160~約1,410 83万~98万円	290,400+1% <多数:161,100>	+15%	290,400+1% <多数:161,100>	+15%
イ	年収約770~約1,160万円 健保: 標報53万~79万円 /国保・旧ただし書き所得 600~901万円	3割	167,400+1% <多数回該当:93,000>	+12.5%	188,400+1% <多数:104,700>	4	約1,040~約1,160 71万~79万円	220,200+1% <多数:122,400>	+32%	252,300+1% <多数:140,100>	+51%
			80,100+1% <多数回該当:44,400>	+10%	88,200+1% <多数:48,900>	5	約950~約1,040 62万~68万円	204,300+1% <多数:113,400>	+22%	220,500+1% <多数:122,400>	+32%
			57,600 <多数回該当:44,400>	+5%	60,600 <多数:46,500>	6	約770~約950 53万~59万円	188,400+1% <多数:104,700>	+13%	188,400+1% <多数:104,700>	+13%
ウ	年収約370~約770万円 健保: 標報28万~50万円 /国保・旧ただし書き所得 210~600円以下	3割	80,100+1% <多数回該当:44,400>	+10%	88,200+1% <多数:48,900>	7	約650~約770 44万~50万円	113,400+1% <多数:63,000>	+42%	138,600+1% <多数:76,800>	+73%
			57,600 <多数回該当:44,400>	+5%	60,600 <多数:46,500>	8	約510~約650 36万~41万円	100,800+1% <多数:55,800>	+26%	113,400+1% <多数:63,000>	+42%
			35,400 <多数回該当:24,600>	+2.5%	36,300 <多数:25,200>	9	約370~約510 28万~34万円	88,200+1% <多数:48,900>	+10%	88,200+1% <多数:48,900>	+10%
エ	~年収約370万円 健保: 標報26万円以下 /国保・旧ただし書き所得 210万円以下	3割	57,600 <多数回該当:44,400>	+5%	60,600 <多数:46,500>	10	約260~約370 20万~26万円	69,900 <多数:47,400>	+21%	79,200 <多数:48,300>	+38%
			35,400 <多数回該当:24,600>	+2.5%	36,300 <多数:25,200>	11	約200~約260 16万~19万円	65,100 <多数:46,800>	+13%	69,900 <多数:47,400>	+21%
			住民税非課税		住民税非課税	12	~約200万円 15万円以下	60,600 <多数:46,500>	+5%	60,600 <多数:46,500>	+5%
オ	住民税非課税		住民税非課税		住民税非課税	13	住民税非課税	36,300 <多数:46,500>	+2.5%	36,300 <多数:46,500>	+2.5%

(注1) 年収額は目安の額であり、実際の所得区分の判定基準は月収(標準報酬月額)、国保の課税所得が用いられる。

(注2) 義務教育就学前の子どもは2割負担。

(注3) 「+1%」は、定率窓口負担額(T)を超える医療費(医療費-T/0.3)に対して1%の自己負担を求めるもの。

(注4) 「多数回該当」は、直近1年間で3回、高額療養費の支給対象となった場合、4回目以降の自己負担限度額がさらに下がる制度。

◆出所: 厚労省「医療保険部会」資料等
より「連合OBOG会」作成